平成２６年（フ）第５８号
鳥取県鳥取市若葉台南３丁目10番13号
債務者　吉本　光男
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６１号
鳥取県鳥取市湯所町１丁目732番地、旧住所兵庫県宍粟郡山崎町船元211番地１
債務者　中村　則昭
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６７号
鳥取県鳥取市国府町宮下1150―４　ラ・エトワールＤ棟102、住民票上の住所鳥取県鳥取市国府町麻生217番地２
債務者　上村　智美
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６８号
鳥取県鳥取市気高町浜村780番地２
債務者　淺尾　紀子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４３９号
広島県東広島市豊栄町安宿4097番地
債務者　橋本　有賀（旧姓内海）
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４６５号
広島市中区鶴見町５番９―202号
債務者　大越　　豊
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４４号
山口県下関市金比羅町26番１号、前住所山口県下関市長府東侍町５番15号
債務者　早鞆機工こと　田村　龍彦
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１４３号
愛媛県松山市安城寺町1111番地２
債務者　桑島　　司
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４３号
福岡県直方市大字感田3147番地　市住1390号、前住所福岡県直方市大字赤地385番地２　フォレストヴィラ102号
債務者　泉　　和代
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第２０１号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目4119番地　原田ビル901号
債務者　和田　　貢
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２２０号
鹿児島県鹿児島市下荒田３丁目41―14　九測第７ビル205号、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市吉野町976番地３
債務者　有村　　巧
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２３２号
鹿児島県鹿児島市平之町10番24号　エスト平之町602号
債務者　磯脇　みお
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第７５号
鹿児島県志布志市志布志町田之浦2934番地４
債務者　小久保テル子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第６６号
宮城県大崎市古川旭３丁目３―25、住民票上の住所宮城県石巻市北村字俵庭四39番地
債務者　相澤久仁子
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第９９号
秋田市土崎港北７丁目５番65号　メゾンドいとう５号
債務者　谷藤　正子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０４号
秋田県潟上市天王字上江川47番地907、前住所秋田県潟上市天王字細谷長根35番地14
債務者　小玉ルミ子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１２号
秋田市川尻新川町９番14号
債務者　佐藤　滋子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部